

ご承知のとおり、郡山柳町商店街に設置されておりました「金魚電話ボックス」は既に撤去されております。私は、撤去自体を望んでいたわけではなく、地域の方々と協調して展示を続ける方向性を模索し、提案していました。それだけに、今回の事態を大変残念に思っております。

今回、私が裁判という手段に踏み切った理由は、これは私個人の問題に留まらず、すべての美術家たちにとって、共通の問題であると考えたからです。実際、著作権を侵害されて苦悩している美術家は、少なくありません。多くの場合、泣き寝入り状態です。現代美術の期間限定のインスタレーション作品であっても著作権があるということを、これを機会に、広く知っていただければと考えております。

「著作権を守る」と言いますと、著作者が無闇に権利を主張し、作品を囲い込んで、自己の利益のみを追求するかのようにならざるを得ないと思われがちです。しかし、そのような意図はまったくありません。オリジナル作品を、むしろ、きちんとした形で、より多くの方に利用していただき、作品の思いを分かちあいたい、と思っています。美術家の権利を尊重することと、作品の価値をシェアすることは、もちろん共存可能です。お互いにとって創造的で発展的な関係を結ぶことこそ、望ましい形であると考えております。

また今回の問題で、いわれのないあまりにもひどい誹謗中傷を受けたことも、理由の一つでした。美術家にとって、作品の著作権はとても大切なものでして、精神的にも経済的にも活動の支えになっております。今回、問題としている作品「メッセージ」は、1998年からライフワークとして展示を続けており、この作品を守ることは、私自身を守るだけでなく、多くの現代美術家の作家人生を守ることでもあると考えております。この問題を放置すると、美術界の後進たちにも悪影響があることを懸念しております。

作家側の思いもご理解いただいた上で、まちおこしなどのパブリックアートにおける美術家と町の人々との、よりよき関係を築いていける礎になればと強く願っております。